

北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、急増するツキノワグマによる人身被害を防止するため、市民等が自ら調達するクマ撃退スプレーの購入経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において「クマ撃退スプレー」とは、熊に噴射することにより追い払いを行い、身を守ることを目的として製造されたスプレーをいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に所在する事業所又は団体

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、補助対象者が自ら購入したクマ撃退スプレーであってツキノワグマ撃退に効果があると市長が認めるものの購入に係る経費とする。ただし、クマ撃退スプレー本体以外の付属品、送料等の経費は含まないものとする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、クマ撃退スプレー1本当たりの額に4分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は5,000円のいずれか低い額に、購入したクマ撃退スプレーの本数を乗じた額とする。

- 2 補助金の額の算定の基礎となるクマ撃退スプレーの本数は、使用予定者（18歳以上の者に限る。以下同じ。）1人につき1本とする。
- 3 補助金の交付は、同一の使用予定者につき1回とする。ただし、補助金の交付に係るクマ撃退スプレーを使い切った場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請等)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) クマ撃退スプレー購入に係る領収書等の写し
- (2) 市内に所在する事業所又は団体にあっては、使用予定者の名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。
(補助金の取消し等)

第8 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。
- (3) その他市長が適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しにかかる補助金について、期限を定めて返還を求めるものとする。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第6関係）

年　月　日

北上市長様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金交付申請書兼請求書

北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金の交付を受けたいので、北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額兼請求額 円

2 補助金交付額算出根拠

購入本数(A)	補助単価(B)	交付申請額 (A) × (B)
本	円	円

3 添付書類

4 振込先

様式第2号（第7関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金について、北上市ツキノワグマ被害対策事業補助金要綱第7の規定により、円を交付することに決定したので、通知します。

年 月 日

北上市長

印